平成２８年（フ）第１５２６号
埼玉県戸田市新曽南１丁目11番７号
債務者　大野　　薫
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６９６号
埼玉県川口市上青木西４丁目13番10号　グリーンリーフコーポ103号、旧住所埼玉県川口市上青木西１丁目８番31号
債務者　遠田制一郎
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６４３号
埼玉県草加市栄町２丁目８番21―601号
債務者　赤木　　光
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６７４号
埼玉県草加市高砂１丁目８番７―403号
債務者　高群　重次
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３号
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田113番地１　水堀コーポ101号
債務者　大澤　信夫
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６号
埼玉県深谷市寿町133番地　ソレイユ航映206号、旧住所埼玉県深谷市本住町６番31号　ＳＳビルＡ―202号
債務者　増田　　實
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第４３４号
静岡県沼津市今沢310番地の８
債務者　仲條　和巳
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４４１号
静岡県駿東郡清水町玉川247番地　ベルメゾン　102
債務者　大場　静江
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４４５号
静岡県御殿場市神山932番地の17、前住所山梨県南都留郡富士河口湖町船津7111番地
コーポゆうふく301号室
債務者　守重　久美
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４５３号
静岡県沼津市岡宮1285番地　フレミアこがね、前住所静岡県三島市沢地882番地の１
債務者　渡邉　一郎
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２３６号
大阪府泉佐野市下瓦屋122番地の１―103
債務者　泉　　正敏
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５２２号
大阪府泉南市樽井２丁目31番24―101号、前住所大阪府泉南市樽井３丁目32番22号　吉村方
債務者　岩本由美子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５５２号
大阪府岸和田市土生町1557―１セーヌ東岸和田405号、住民票上の住所大阪府堺市西区草部1482番地29
債務者　川田アンナこと　川田エリザベットクルザット（ＫＡＷＡＤＡ　ＥＬＩＺＡＢＥＴＨ　ＣＲＵＺＡＴ）
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５７１号
大阪府岸和田市大町４丁目18番４―207号、前住所大阪府岸和田市箕土路町１丁目６番10号
債務者　荒巻　貴子（旧姓河本）
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５８３号
大阪府泉大津市東助松町３丁目７番９―204号
債務者　鉾立　昌昭（旧姓市道・長井）
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５９１号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡北２丁目３番27号ベルトピア忠岡北Ｃ―303、前住所大阪府岸和田市磯上町５丁目３番10号
債務者　堤之　翔太
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係